

2026年度下関市立大学  
大学派遣型国際「就業体験実習」「インターンシップ」実施要領

## 1. 目的

### (1) 「就業体験実習」

様々な業界においてどのような企業があり、自己の能力や大学での学修がどのように活かされていく可能性があるか試行体験をすることを目的とします。

### 「インターンシップ」

自らの職業能力を見極め、その力が発揮し得るかを知るために自分の専攻や関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことを目的とします。

(2) 地域・社会の発展に貢献します。

## 2. 内容

### (1) 派遣学生の決定

- ・募集期間:4月21日～5月7日
- ・選抜試験の時期:5月12日(書類選考及び面接試験)
- ・派遣学生の決定:5月19日までに決定

現地に一人での渡航および生活をする事ができる語学能力を有し、派遣に対する意欲が高い学生を選抜します。

### (2) 事前・事後学習

派遣学生に対して、大学側にて事前学習を行います。就業体験後、事後学習として自己評価を行うとともに今後大学等でどのようなさらなる学修が必要か考えます。また、企業からのフィードバックも学修に活用します。

### (3) 就業体験

夏季休暇中(2026年8月10日(金)～9月18日(金))に、受入企業から受入期間(5日間・40時間以上)、研修内容等が記載された「受入プログラム(様式3-1、3-2)」の提出を受け実施します。ひとつの企業での実習を原則としていますが、シンガポールでの就業体験実習においては複数企業で行います。派遣人数や実施日程についてはプログラムごとに異なります。

## 3. カリキュラム上の位置付け

(1) 科目名 キャリア教育科目「就業体験実習(2単位)」・「インターンシップ」(2単位)

(2) 対象者 就業体験実習:全学年 インターンシップ:3年生以上

(3) 成績評価 目標設定及び自己評価・最終報告(40%) 職場体験(60%)にて評価します。

(4) 本科目は「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月18日、令和4年6月13日改正)、文部科学省、厚生労働省、経済産業省通知に基づきタイプ2(キャリア教育)として「就業体験実習」を、タイプ3(汎用型能力、専門活用品インターンシップ)として「インターンシップ」を実施します。

## 4. その他

(1) 就業体験は無報酬です。

(2) 就業体験中の教員の引率はありません。現地に一人で渡航および現地で生活ができることが参加の前提となります。

(3) 就業体験に伴う、「渡航の準備」「宿泊先の手配」は学生自身が行い、発生する費用も学生自身の負担となります。

(4) 渡航に際して、下記の項目を必須としています。

- ・「大学派遣型国際「就業体験実習」「インターンシップ」誓約書・保証人承諾書」の提出
- ・海外に行く予定が有る全ての学生を対象とした「危機管理セミナー」への参加
- ・パスポートの写しの提出
- ・大学の指定する海外旅行保険の加入